

三県連携による台湾プロモーション事業業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

訪日意欲が高い台湾市場のリピーター層を主なターゲットとし、福島空港及び新潟空港に直行便が就航しているタイガーエア台湾と連携して、福島県、山形県及び新潟県の観光情報を発信する。これにより、地方空港の利用促進、三県の知名度向上及び来訪意欲の喚起を図り、誘客の促進につなげることを目的とする。

2 業務名

三県連携による台湾プロモーション事業

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 ターゲット

本事業の主たるターゲットは、台湾市場における訪日経験を有する個人旅行者（FIT）のうち、20代から40代のリピーター層とすること。

特に、食や体験コンテンツへの関心が高く、地方周遊型の旅行を志向する層を主な対象として設定すること。

5 情報発信のテーマ

三県の魅力を効果的に訴求するため、「ラーメン」及び「お酒（日本酒、ワイン、クラフトビール等）」を主軸とした食の魅力をテーマとすること。

あわせて、グリーンシーズンにおける自然景観、アウトドア、体験型コンテンツ等についても取り上げ、食と観光を組み合わせた情報発信とすること。

各コンテンツについては、地方空港からのアクセスや移動手段等も含めて紹介し、訪日後の具体的な行動につながる実用的な情報発信とすること。

情報発信にあたっては、三県それぞれの特色や強みが伝わる内容とし、各地域の魅力を個別に分かりやすく訴求する構成とすること。

6 委託業務の内容

本業務は、台湾市場における訪日リピーター層（FIT）に向けて、三県（福島県・山形県・新潟県）の観光魅力を効果的に発信し、来訪意欲の喚起および誘客促進を図ることを目的として、SNS等を活用した情報発信、現地イベントとの連携等、全般に係る業務を実施すること。

（1）SNS等を活用した情報発信の実施

台湾市場に対する効果的な情報発信を行うため、タイガーエア台湾の公式SNS等を活用し、以下の業務を実施すること。

① 現地取材の実施

【行程】

- ・取材は7月上旬から9月上旬の期間に実施すること。
- ・取材は2名程度とし、新潟空港及び福島空港をそれぞれ利用した2行程とすること（各行程につき1名配置）。
- ・各行程は3泊4日程度とすること。
- ・各行程の構成は以下を基本とすること。
 - ア 新潟空港発着行程：新潟県内の取材に加え、山形県内を含む行程とすること。
 - イ 福島空港発着行程：福島県内の取材に加え、山形県内を含む行程とすること。
- ・各行程においては、三県の観光素材（ラーメン、酒類、グリーンシーズンの観光コンテンツ等）がバランスよく含まれるよう構成すること。

【取材内容】

- ・三県において、ラーメン、酒類及びグリーンシーズンの観光素材に関する取材を実施すること。
- ・取材対象（スポット・コンテンツ等）については、各県と協議の上決定し、テーマ性及び訴求力を踏まえた選定とすること。
- ・各スポットへの空港からのアクセスや移動手段についても取材・整理し、訪日後の具体的な行動につながる情報を収集すること。

【取材対象者】

- ・取材対象者は、台湾市場に影響力を有するインフルエンサー又はタイガーエア台湾のSNS発信担当者を想定すること。なお、受託者の提案により、インフルエンサー及びタイガーエア台湾のSNS発信担当者を組み合わせた取材体制とすることを妨げない。

【撮影・発信を見据えた対応】

- ・取材にあたっては、後段のSNS発信を見据え、縦型動画コンテンツの制作を前提とした動画撮影を行うこと。

② 特設LP（ランディングページ）の制作

- ・取材内容を基に、台湾市場向けの特設LPを制作すること。なお、制作にあたっては、タイガーエア台湾との連携による実施又は受託者による独自制作のいずれも可とし、効果的な手法を提案すること。
- ・掲載内容は、各スポットの紹介、店舗情報等に加え、三県の観光情報（観光スポット、体験コンテンツ、過去の情報発信内容等）や空港からのアクセス、移動方法等を、訪日後の具体的な行動につながる実用的な構成とすること。
- ・言語は繁体字中国語を基本とし、スマートフォンでの閲覧に最適化したデザインとすること。
- ・公開時期については委託者と協議のうえ決定すること。
- ・本事業で制作した特設LP及び掲載コンテンツ（記事、写真等）については、事業実施後に三県が運営するオウンドメディア等へ転載・再編集して活用できるよう、二次利用を可能とすること。なお、具体的な利用方法については委託者と協議の上、

決定すること。

③ SNS投稿コンテンツの制作

- ・取材素材を活用し、SNS投稿用コンテンツ(縦型動画を基本とする)を制作すること。
- ・コンテンツは、三県それぞれの魅力が伝わる内容とし、各県につき1本ずつ(計3本)を基本とすること。
- ・短時間で魅力が伝わる構成とし、視認性・拡散性の高い内容とすること。

④ SNSでの情報発信

- ・制作したコンテンツについて、タイガーエア台湾公式SNS(Instagram及びFacebook)において発信すること。
- ・効果的な情報拡散を図るため、必要に応じてインフルエンサー個人SNS等も活用した情報発信を提案すること。
- ・発信にあたっては、特設LPへのリンク掲載等を行い、閲覧者が三県の観光情報やアクセス情報等を継続的に閲覧できる導線を確認すること。
- ・情報発信は、サマーダイヤ発表時期に合わせた12月から1月を中心に実施すること。
- ・具体的な発信スケジュールについては、県と協議の上決定すること。

⑤ 現地イベントとの連携(日本東北遊楽日等)

- ・台湾における現地イベント(日本東北遊楽日等)において、タイガーエア台湾と連携した効果的な情報発信を実施すること。
- ・具体的には、制作した動画コンテンツの放映等を通じて、三県の観光魅力を来場者に訴求すること。
- ・実施内容(放映方法、実施時期、体制等)については、タイガーエア台湾との調整結果及び事業全体の予算規模を踏まえ、県と協議の上決定すること。
- ・なお、現地での対応体制(スタッフ配置の要否等)については、発信内容や役割分担を踏まえ、必要に応じて検討すること。

(2) 自由提案

- ・本事業の目的達成に資する追加提案がある場合は、受託者の自由提案として実施できるものとする。
- ・提案にあたっては、台湾市場における訪日リピーター層(FIT)への訴求力向上、情報拡散、来訪意欲喚起等につながる内容とし、事業効果が期待できる具体的な内容を提案すること。
- ・提案内容については、事業全体の予算規模を踏まえ、委託者と協議の上決定すること。

(3) 留意事項等

① 招請手配・情報発信等

- ・被招請者が無理なく安全に行動できる行程とし、招請期間中は旅行保険(病気・怪我・物損等に対応するもの)に必ず加入させること。
- ・取材許可に係る調整、施設やコンテンツ利用に係る手配・精算、権利関係の整理等、

取材に関する関係機関との一切の調整は受託者が行うこと。

また、関係者への説明にあたっては、本事業が山形県、福島県及び新潟インバウンド推進協議会（新潟県）による事業であること及び事業趣旨を適切に説明すること。

- ・ 情報発信のテーマを明確に設定し、被招請者に対しても事前に十分説明の上、事業の狙いを共有したうえで取材を実施すること。
- ・ 記事や動画等の制作・投稿にあたっては、ターゲットの旅行検討から訪問までの期間を踏まえ、適切な時期・内容で発信すること。また、内容及び構成については受託者の提案を基に、委託者と協議の上決定すること。
- ・ 取材時の撮影にあたっては、第三者の映り込みに十分配慮すること。必要に応じて、台湾向け情報発信のための取材である旨を周知するなど、適切な対応を行うこと。
- ・ 情報発信の使用言語は、中国語（繁体字）を基本とすること。
- ・ 招請期間中は、必要に応じて被招請者がSNS等で情報発信を行えるよう、Wi-Fiルーター等の通信環境を整備すること。
- ・ 宿泊施設は原則として1室1名とし、インターネット環境が整備された施設を選定すること。
- ・ 移動手段については、宿泊先や取材先、交通事情等を踏まえ、鉄道や貸切バス等を組み合わせ、円滑な行程となるよう手配・調整すること。
- ・ 全行程を通じて、取材先における説明が円滑に行われるよう、必要に応じて通訳者及びガイド等を手配すること。
- ・ 本事業を円滑に実施するため、運営管理者を少なくとも1名配置し、必要に応じて取材に同行すること。
- ・ 発信した内容については、日本語訳を作成し、電子データにて速やかに委託者へ提出すること。
- ・ 情報発信にあたっては、景品表示法（第5条第3号）に基づくステルスマーケティング規制に留意し、広告・PRである旨を適切に明示すること。

② 二次利用

- ・ 本事業により制作・投稿されたコンテンツについては、山形県、福島県及び新潟インバウンド推進協議会（新潟県）が国内外への情報発信に活用することを前提とし、原則として二次利用可能なものとする。
- ・ ただし、著作権や契約条件等により利用が困難な場合は、委託者と受託者が協議の上、利用可否及び条件を決定すること。

7 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和9年3月12日（金）
- (2) 提出部数：電子データ及び紙媒体2部（A4版・カラー・両面）

8 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければなら

ない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（様式第1）
 - イ 統括責任者通知書（様式第2）
 - ウ 実施工程表（任意様式）
 - エ 実施体制図（任意様式）
 - オ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式第3）
 - イ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

9 実施体制・統括責任者

- (1) 受託者は、本業務の円滑な実施に向け、必要な人員を確保し、実施体制を構築した上で、業務にあたること。
- (2) 日本及び台湾の双方に拠点があり、迅速かつ的確に業務が実施できる体制とすること。
- (3) 本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。契約期間中、随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、業務の円滑な遂行に努めること。
- (4) 受託者は、業務の進行管理及び関係者との連絡調整を適切に行うとともに、トラブル発生時には速やかに報告し、適切に対応すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、県と受託者が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(以 上)

様式第1（仕様書6（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 三県連携による台湾プロモーション事業
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

統括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。
記

1 委託業務の名称
三県連携による台湾プロモーション事業

2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業務名 三県連携による台湾プロモーション事業
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

----- (以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること) -----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：